

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員に係る 国民健康保険料の減免についてよくある質問

このQ & Aは、必要に応じて随時更新します。都薬国保ホームページでご確認ください。

R2.7.16版

項番	よくある質問	回 答	備 考
1	保険料の減免対象者は組合員か	組合規約では、保険料は組合員が（家族として加入している方の分も含めて）納入することとしているので、組合員のみが対象となります	
2	事業主である組合員も対象になるのか	対象になります	
3	どのようなケースが保険料減免の対象となるのか	① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯 ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等の減少見込まれ、その減少額が前年の収入額の10分の3以上である世帯 以上の3つのケースが対象になります。	
4	主たる生計維持者とは	組合員が属する世帯の実質的な主たる生計維持者を指します。 主たる生計維持者が組合員である必要はありません。また、住民票上の世帯主でなくても構いません。	
5	主たる生計維持者が死亡した場合の確認方法	死亡診断書や医師の診断書で新型コロナウイルス感染症により死亡したことを確認します。 ※死因が、単に「肺炎」となっている場合等は対象外になりますのでご注意ください。	
6	重篤な傷病を負った場合の確認方法	医師の診断書等により確認しますが、1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を想定しています。 ※病名が、単に「肺炎」等となっている場合は対象外になりますのでご注意ください。	
7	事業収入等とは	①事業収入、②給与収入の2つを「事業収入等」と定義しています。	
8	事業収入等の減少については、組合員の事業収入等を対象とするのか	その通り。 組合員の事業収入等の減少額を前年の事業収入等の額と比較します。（その他の方の収入は対象としません。）	
9	事業収入等のいずれかの減少額というのはいか	事業収入等とされる①事業収入、②給与収入の <u>いずれか</u> ということです。	

10	「事業収入等のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額が」とあるが、事業収入等の合計額ではなく、いずれかの減少額を比較するのか	その通り。 例えば、給与収入のみの減少が見込まれる場合、給与収入についてのみ前年（2019年）の収入額と今年（2020年）の収入見込額を比較します。	
11	組合員の前年（2019年）の事業収入等は、何をもって確認するのか	確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどで確認します。	
12	今年（2020年）の減少見込額は、何をもって確認するのか	申請時点までの一定期間の帳簿や給与明細書などにより、1年間を通じた収入の見通しを立てることになります。	
13	減少額から保険金や損害賠償等を控除するとしているが、何をもって確認するのか	保険金、損害賠償等で補填されるべき金額については、その有無を「事業収入等状況申告書」に記載していただき、該当がある場合は、帳簿や保険契約書等により確認します。	
14	事業を廃止したり、失業した場合の確認はどうするのか	新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員が事業廃止や失業した場合については、廃業届や解雇通知、離職票等により確認します。	
15	保険料が減免されるのは、令和2年4月から令和3年3月までの12か月の保険料か	その通り。 保険料の減免対象となる3つのケースに該当する時期にかかわらず、12か月分を減免することになります。 ただし、組合員でない期間は除きます。	
16	保険料を減免される場合の具体的な処理方法（なぜ、引落の停止や減額しての賦課ではなく、還付なのか）	当組合の保険料は、組合員に対して、毎月1日に賦課し、原則として当月27日に口座引落をしております。このシステムを改修して、保険料を一時的に賦課しない若しくは減額して賦課するシステムとするには莫大な費用がかかりますので、一旦保険料を納付していただき、納付を確認後に還付する方法としています。 <b>&lt;訂正後&gt;</b> 毎月の保険料賦課額を変更（減免）します。減免の決定（処分）をした場合は、 ①組合員本人には、減免の決定通知と既納入済保険料の還付額をお知らせします。 ②事業主には、当該組合員の保険料減免と既納入済保険料の還付額お知らせします。（納入通知書に同封）	7/8 訂正

17	「組合員の収入の減少が見込まれる場合」に添付する書類の2に記載されている期間は、年度で記載されているが誤りではないか？	記載（年度の収入）は誤りでしたので、訂正しました。 「組合員の令和2年1月以降令和2年12月までの間の事業収入又は給与収入の収入見込額が分かる書類（減少が見込まれる収入の収入見込額が分かる書類。一定期間の帳簿や給与明細書等。）」が正しい。	6/19 訂正
18	減免額はどのように計算するのか	新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免規程では、「免除の割合により算定する額は、当該組合員に適用する保険料の月額に免除割合を乗じて得られた額とし、得られた額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。」と規定しています。 例) 保険料が月額29,800円（医療分21,500円、後期高齢者支援金分3,500円、介護納付金分4,800円）で、減免割合が「4分の3の額を免除」に該当する場合の減免額は、 $29,800円 \times 3/4 = 22,350円$ となり、100円未満を切り捨てて22,300円となります。	7/16 追加
19	同一世帯に組合員が複数いる場合の申請はどのようにするのか	保険料の減免規程でいう世帯の概念は住民票の世帯とは異なり、組合加入の届出の組合員単位になります。 例) A組合員、B組合員が同一家族として生活していても、組合員毎に保険料を算定しますので、A組合員、B組合員の2人とも事業収入又は給与収入が減少した場合は、A組合員、B組合員がそれぞれ保険料減免の申請をすることになります。	7/16 追加